

アトモスフィア

全国共同利用・共同研究「酵素学研究拠点」

木戸 博*

文部科学省は、我が国全体の学術研究の更なる発展のために、国公私立大学を通じて研究者が共同で研究を行う体制整備として、新たに文部科学大臣による「共同利用・共同研究拠点」の認定制度を創設し、専門委員会、科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会の審議を経て、平成21年6月に平成21年度の認定結果を発表した。新制度では研究者コミュニティの意向が重要視され、拠点運営においてもその意向が反映される体制となっている。

徳島大学疾患酵素学研究センターは、日本生化学会をはじめ関連学会コミュニティの要望、推薦を受け、「酵素学研究拠点」としてこの度認定された。当センターの創設は、1953年東京大学医学部生化学教室の児玉桂三氏(医学部長)が徳島大学長として着任され、日本生化学会と研究者コミュニティの意向を背景に、Wisconsin大学のInstitute for Enzyme Researchをモデルに、1961年省令施設として医学部附属酵素研究施設が設置されたことに始まる。このような設立の歴史的背景と、この度の拠点申請と認定過程を経て感じた我が国の附置研究所・センターが置かれている現状と今後の展望に関する私見を述べたい。

国立大学の法人化の時点で、国立大学附置研究所・センターの取り扱いと位置付けが必ずしも明確にならず、中期目標・計画にその存在意義と活動が記載ができなかったことから、我が国の学術研究の推進体制に対する不安が研究者の間に広がっていた。文部科学省でも、それぞれの附置研究所・センターの本来の使命や、個性と特色を推進するための諸経費が、大学全体の運営交付金の中に薄まって、研究助成の成果として追うことが困難となった。学部比べ小さな組織で運営されている研究所・センターの研究者は、大学全体の組織に埋没して、独自の活動をアピールしたり、切磋琢磨するチャンスが少なくなったと考える。その結果、国と研究者の双方にとって、学術研究推進の方策が見えにくくなってしまっていた。第Ⅱ期中期計画が始まるこの機会に新制度が策定され、特別経費の枠の中で全国共同利用・共同実施分として薄まらない形で予算配分されることが計画されている。さらにこの度の認定をきっかけとして、研究者コミュニティを通じた各拠点間の連携、交流の気運の盛り上りを実感する。明らかに改革の第一歩である。具体的な動きでは、若手研究者の基礎的研究能力を共同で育成して行く取り組みや、研究者間の交流促進等が挙げられる。「酵素学研究拠点」に対する若手研究者育成の要望の中には、「測定キットの無い酵素の場合、活性が測定できなくなっている。酵素や蛋白質の精製ができない。論文の中には、明らかに不適切な条件で酵素活性を測定しているにも係わらず、採択されてしまっている。レフェリーの質の低下がある。」等、基礎的研究能力の低下を嘆く声が少なからずある。附置研究所・センターの研究者としては、研究推進を第一とするところであるが、各拠点と研究所が共同で、労力を分担しながら、若手研究者の育成にも貢献する必要がある。ここにきて新風が吹き始めたことは事実である。「国公私立に対する新制度」とのうたい文句であるが、特別経費は国立大学法人にしか適用できない、財源が多くない等、まだ幾つかの問題を残している。この新制度が、文部科学省と組織を担う研究者の創意工夫によって実績と改良を積み重ね、今後我が国の学術研究の発展に貢献することを願って止まない。

*徳島大学疾患酵素学研究センター、教授、センター長